

平成
27年度
補正

ものづくり・商業・ サービス新展開支援補助金

制度の概要

① 事業の概要(目的)

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援するもの。

② 補助対象者

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者に限る。本事業における中小企業者とは、【ものづくり技術】で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者、【革新的サービス】で申請される方は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項に規定する者。

③ 補助対象要件

認定支援機関(経営革新等支援機関)の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

1. 革新的なサービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経営利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援

上記1.の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

④ 対象経費

機械装置費、原材料費、試作品の開発に係る経費等

⑤ 補助対象事業、補助率等

	革新的サービス	ものづくり技術
一般型	・補助上限額：1,000万円(下限：100万円) ・補助率：2/3以内 ・設備投資が必要	
小規模型	・補助上限額：500万円(下限：100万円) ・補助率：2/3以内 ・設備投資が可能(必須ではない)	
高度生産性向上型	・補助上限額：3,000万円(下限：100万円) ・補助率：2/3以内 ・設備投資が必要	

⑥ 募集期間

- ◆ 1次公募 受付開始：平成28年2月5日(金)
締切：平成28年4月13日(水)
- ◆ 2次公募 受付開始：平成28年7月8日(金)
締切：平成28年8月24日(水)